委員からの質問事項等について

週労働時間別雇用者割合

週	年 労働時間	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	増減ポイン ト (平成24年 - 平成16年)
	35時間未満	23.6%	23.9%	22.5%	24.9%	26.1%	27.0%	26.6%	27.1%	26.8%	3.2%
	うち15時間以上 29時間以内	12.1%	12.1%	11.9%	12.6%	13.1%	13.6%	13.7%	13.7%	13.8%	1. 7%
	うち30時間以上 34時間以内	7. 2%	7.4%	6. 2%	7. 6%	8.0%	8. 2%	7.8%	8.0%	7.8%	0.6%
35	時間以上60時間未満	64.0%	64.1%	66.4%	64.5%	63.7%	63.6%	63.7%	63.3%	63.7%	-0.3%
	うち35時間以上 39時間以内	7. 2%	7.2%	6. 7%	7.1%	7.2%	7.4%	7.6%	7.7%	7.6%	0.4%
	うち40時間以上 48時間以内	40. 5%	40.8%	44.0%	42.6%	42.1%	42. 7%	42.5%	42.1%	42.6%	2.1%
	うち49時間以上 59時間以内	16. 3%	16. 1%	15. 7%	14.8%	14. 5%	13. 4%	13.6%	13. 5%	13. 5%	-2.8%
	60時間以上	12.2%	11.7%	10.8%	10.3%	10.0%	9.2%	9.4%	9.3%	9.1%	-3.1%

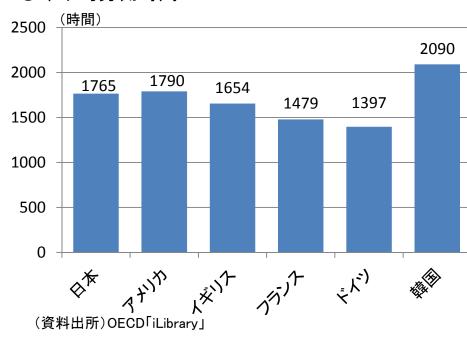
[※]資料出所:総務省「労働力調査」。週間就業時間(12区分)による分類。なお、平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。 注 就業時間不詳の者がいるため、計100%とならない。

年平均労働時間と長時間労働者の各国比較

10月4日第2回経済の好循環実現 検討専門チーム事務局提出資料4

- 日本は欧米諸国と比較して、年平均労働時間が長い。
- 〇 また、時間外労働(40時間/週以上)者の構成割合が高く、特に48時間/週以上働いている労働者の割合が高い。

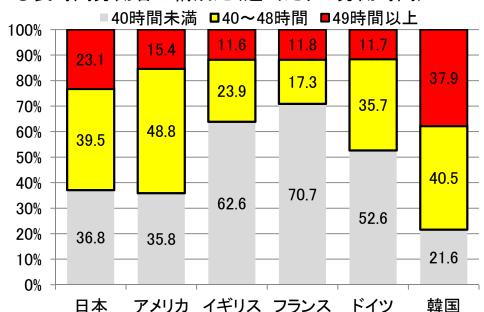
〇年平均労働時間



<事務局注>

※年平均労働時間は、2012年の各国の就業者一人当たりの年間労働時間(韓国のみ2011年)を示す。データは、OECD「iLibrary」(日本は厚生労働省「毎月勤労統計調査」)による。

〇長時間労働者の構成比(週当たりの労働時間)



<事務局注>

(資料出所)ILO「ILOSTAT Database」

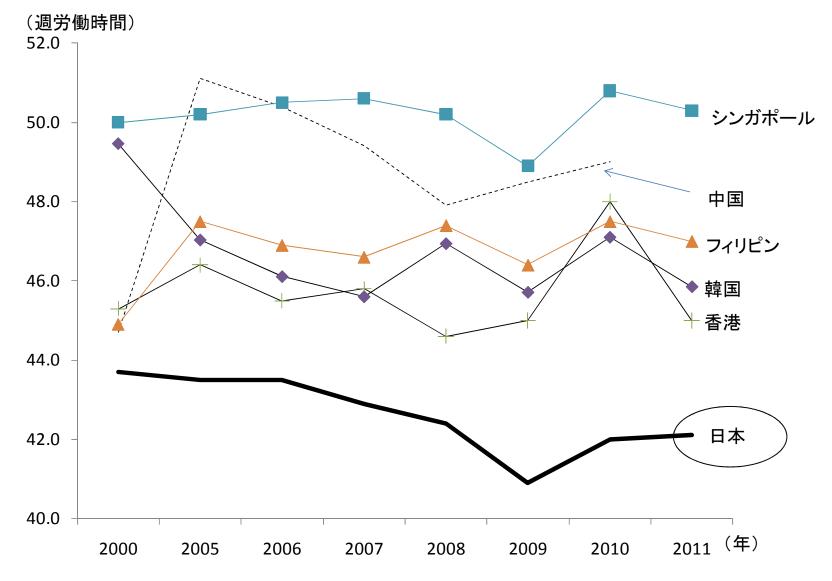
※長時間労働者の構成比については、2010年の各国の就業者一人当たりの週労働時間を示す。データは、ILO「ILOSTAT Database」(日本は総務省「労働力調査」)による。 ※就業時間不詳の者がいるため、計100%とはならない(イギリス、フランス)。

○各国の年間法定祝日日数は、以下のとおり

日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
15	10	8	11	9

※年間の法定祝日日数は2013年のもので、原則、全国一律の祝祭日をカウントしている。資料出所日本:内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」、その他:日本貿易振興機構「世界のビジネスニュースー世界の祝祭日」

(参考) アジア各国の製造業における週労働時間数の比較



出典: 労働政策研究・研修機構「データブック国際比較2013」

資料出所:日本:総務省(2012.5)「労働力調査」、中国:国家統計局(2012.3)「労働統計年鑑」、韓国:雇用労働部ウェブサイト (2012年11月現在)、その他: ILO LABORSTA (http://laborsta.ilo.org/) 2012年11月現在

職業別週労働時間60時間以上の雇用者割合(年間200日以上就業の者)

【雇用者(全体)】

【雇用有(全体)】	平成	19年	平成	24年	
職業	週60時間以上雇用 者の割合	(参考)雇用者数	週60時間以上雇用 者の割合	(参考)雇用者数	増減 (ポイント)
総数	13. 3%	46, 051, 000	11. 6%	45, 627, 000	-1. 7%
管理的職業従事者	16. 7%	1, 546, 000	14. 4%	1, 176, 700	-2. 2%
専門的・技術的職業従事者	14. 6%	7, 123, 900	13. 1%	7, 855, 200	-1. 5%
研究者	12.3%	98, 800	12. 2%	139, 800	-0.1%
技術者	15. 5%	2, 243, 000	12.6%	2, 396, 300	-3.0%
保健医療従事者	10.3%	1, 967, 800	8. 9%	2, 180, 500	-1.4%
うち医師(歯科医師、獣医師を除く)	43.2%	183, 300	38. 1%	208, 900	-5. 1%
うち看護師(准看護師を含む)	5.1%	979, 800	4. 9%	1, 083, 800	-0.2%
社会福祉専門職業従事者	5.2%	634, 500	4.6%	855, 000	-0.7%
	19.6%	1, 337, 600	22. 1%	1, 368, 100	2.4%
事務従事者	6. 9%	10, 287, 300		10, 183, 400	-1. 0%
一般事務従事者	7.0%	7, 198, 400	5. 8%	7, 220, 400	-1.2%
会計事務従事者	5.1%	1, 540, 600	4. 1%	1, 379, 900	-1.0%
販売従事者	18. 7%	6, 506, 000		6, 196, 400	-3.0%
商品販売従事者	14.9%	3, 027, 500	11.0%	2, 750, 200	-4.0%
営業職業従事者	22.1%	3, 206, 700	19. 7%	3, 259, 600	-2.4%
サービス職業従事者	15. 2%	4, 051, 900	12. 2%	4, 349, 000	-3. 0%
介護サービス職業従事者	3.6%	854, 200	3. 7%	1, 148, 200	0.1%
生活衛生サービス職業従事者	32. 5%	443, 000	26. 3%	404, 800	-6.2%
飲食物調理従事者	22.0%	1, 123, 100	19. 1%	1, 132, 400	-2.9%
接客・給仕職業従事者	14.6%	929, 900	12. 7%	878, 500	-2.0%
生産工程従事者	10. 9%	7, 659, 100		7, 099, 700	-1. 9%
製品製造・加工処理従事者(金属製品)	10.1%	1, 296, 000	8.0%	1, 068, 700	-2.2%
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	10.6%	2, 824, 300	9.0%	2, 632, 500	-1.6%
うち食料品製造従事者	11.9%	958, 100	10. 2%	1, 021, 500	-1.7%
機械組立従事者	9.3%	1, 413, 800	7.5%	1, 284, 000	-1.8%
機械整備・修理従事者	16.4%	949, 000	13. 4%	916, 100	-3.0%
輸送・機械運転従事者	27. 5%	1, 824, 700		1, 862, 700	0. 1%
自動車運転従事者	34. 5%	1, 318, 500	35. 3%	1, 319, 400	0.8%
建設・採掘従事者	17. 0%	2, 081, 300		1, 827, 900	
建設・土木作業従事者	17.1%	1, 614, 500	15. 9%	1, 394, 200	-1.2%
運搬・清掃・包装等従事者	9. 4%	2, 721, 600		2, 693, 300	
運搬従事者	13.9%	1, 391, 300		1, 248, 800	-1.8%
清掃従事者	5.0%	663, 700	4.4%	690, 900	-0.6%

^{*} 資料出所:総務省統計局「就業構造基本調査」

^{*}会社などの役員を含む

職業別週労働時間60時間以上の雇用者割合(年間200日以上就業の者)

【雇用者(うち正規の職員・従業員)】

【権用名(うら正規の職員・促業員)】	平成	19年	平成	24年	144.5
職業	週60時間以上雇用 者の割合	(参考)雇用者数	週60時間以上雇用 者の割合	(参考)雇用者数	増減 (ポイント)
総数	15. 6%	31, 919, 800		31, 010, 600	-1. 6%
管理的職業従事者	15. 6%	425, 900		199, 500	-2. 3%
専門的・技術的職業従事者	15.0%	5, 963, 200		6, 501, 500	-1. 3%
研究者	10.5%	82,000	11. 2%	116, 800	0.7%
技術者	15.6%	1, 999, 500	12.6%	2, 159, 900	-3.0%
保健医療従事者	10.2%	1, 665, 600	9.1%	1, 827, 800	-1. 1%
うち医師(歯科医師、獣医師を除く)	49.2%	132, 800	41.8%	159, 600	-7. 4%
うち看護師 (准看護師を含む)	5.6%	863, 000	5.4%	942, 900	-0. 2%
社会福祉専門職業従事者	6.1%	465, 100	5. 6%	602, 200	-0. 5%
	20.6%	1, 215, 400	23.6%	1, 216, 900	3. 0%
事務従事者	8. 2%	7, 562, 600		7, 336, 600	-1. 1%
一般事務従事者	8.2%	5, 366, 700	7. 1%	5, 232, 500	-1. 1%
会計事務従事者	6.0%	1, 106, 300	4. 4%	979, 600	-1. 6%
販売従事者	23. 1%	4, 355, 300		4, 074, 900	-3. 1%
商品販売従事者	22.7%	1, 449, 700	17.8%	1, 165, 300	-4. 9%
営業職業従事者	23.3%	2, 752, 200	21.0%	2, 802, 300	-2. 3%
サービス職業従事者	21. 7%	2, 214, 100	18. 3%	2, 262, 400	-3. 4%
介護サービス職業従事者	4.0%	565, 100	4. 4%	756, 800	0. 4%
生活衛生サービス職業従事者	40.9%	296, 700	35. 1%	254, 200	-5. 8%
飲食物調理従事者	33.9%	562, 500	34. 4%	493, 000	0. 5%
接客・給仕職業従事者	24. 7%	423, 700	22. 3%	374, 500	-2. 4%
生産工程従事者	12. 4%	5, 373, 000		4, 988, 100	-2. 0%
製品製造・加工処理従事者(金属製品)	10.4%	1, 023, 700	8.3%	856, 700	-2. 1%
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	13.0%	1, 731, 200	11. 5%	1, 547, 600	-1. 5%
うち食料品製造従事者	21.4%	393, 400	18. 6%	406, 400	-2. 8%
機械組立従事者	10.8%	1,001,800	8. 5%	959, 100	-2. 3%
機械整備・修理従事者	16. 5%	817, 100	13. 3%	782, 500	-3. 2%
輸送・機械運転従事者	29. 4%	1, 521, 000		1, 491, 100	1. 4%
自動車運転従事者	37.4%	1, 087, 300	39. 9%	1, 046, 400	2. 5%
建設・採掘従事者	17. 9%	1, 621, 900		1, 408, 500	-1.0%
建設・土木作業従事者	18. 2%	1, 245, 900	16. 9%	1, 053, 700	-1. 3%
運搬・清掃・包装等従事者	16. 5%	1, 246, 200		1, 070, 300	-1. 5%
運搬従事者	20.9%	770, 900	18. 9%	649, 800	-2.0%
清掃従事者	9.5%	251, 400	9. 3%	226, 800	-0. 2%

職業別週労働時間60時間以上の雇用者割合(年間200日以上就業の者)

【雇用者(うち非正規の職員・従業員)】

	平成	19年	平成	24年	124 15
職業	週60時間以上雇用者 の割合	(参考)雇用者数	週60時間以上雇用者 の割合	(参考)雇用者数	増減 (ポイント)
総数	3. 7%	9, 342, 700	3. 1%	10, 088, 300	-0.6%
管理的職業従事者	12. 5%	2, 400	2. 9%	3, 400	-9.6%
専門的・技術的職業従事者	5. 2%	579, 900	4. 8%	769, 400	-0.4%
研究者	10. 7%	7, 500	18.8%	13, 300	8.1%
技術者	7.4%	105, 400	5. 3%	110, 300	-2.1%
保健医療従事者	2. 6%	182, 400	2.9%	229, 100	0.3%
うち医師(歯科医師、獣医師を除く)	28. 8%	5, 200	33. 3%	7, 500	4. 5%
うち看護師(准看護師を含む)	1.1%	102, 000	1.1%	123, 600	0.0%
社会福祉専門職業従事者	1.4%	113, 300	1. 1%	182, 500	-0.3%
	9.0%	47, 700	10. 3%	91, 000	1.3%
事務従事者	1. 7%	1, 960, 000	1. 6%	2, 056, 300	-0.1%
一般事務従事者	1. 9%	1, 341, 800	1.5%	1, 456, 900	-0.4%
会計事務従事者	1.1%	218, 900	1.1%	218, 600	0.0%
販売従事者	3. 1%	1, 463, 600	2. 3%	1, 497, 700	-0.8%
商品販売従事者	2.6%	1, 287, 600	1.8%	1, 331, 900	-0.8%
営業職業従事者	7. 6%	122, 600	7.0%	123, 500	-0.6%
サービス職業従事者	3. 5%	1, 525, 500	3. 2%	1, 773, 400	-0.3%
介護サービス職業従事者	2. 2%	249, 100	2.0%	347, 800	-0.2%
生活衛生サービス職業従事者	5. 4%	101, 900	5. 7%	107, 500	0.3%
飲食物調理従事者	4.8%	476, 500	3. 7%	555, 300	-1.1%
接客・給仕職業従事者	3.0%	446, 600	3.9%	459, 200	0.9%
生産工程従事者	4. 3%	1, 745, 500	2. 8%	1, 629, 500	-1. 5%
製品製造・加工処理従事者(金属製品)	5.0%	162, 100	3.5%	128, 200	-1.5%
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	3.8%	873, 500	2.4%	883, 400	-1.4%
うち食料品製造従事者	2.9%	503, 300	1.9%	549, 000	-1.0%
機械組立従事者	4.8%	352, 600	3.6%	270, 400	-1.2%
機械整備・修理従事者	7.4%	53, 800	7. 2%	60, 700	-0.2%
輸送・機械運転従事者	17. 0%	207, 900	13. 5%	272, 000	-3. 5%
自動車運転従事者	19. 9%	159, 500	15. 6%	203, 500	-4.3%
建設・採掘従事者	7. 8%	122, 700	8. 2%	122, 200	0. 4%
建設・土木作業従事者	7. 5%	103, 300	8.3%	98, 700	0.8%
運搬・清掃・包装等従事者	2. 8%	1, 324, 700	2. 5%	1, 470, 900	-0.3%
運搬従事者	4. 2%	551, 100	3.9%	540, 800	-0.3%
清掃従事者	1.9%	373, 900	1.8%	427, 900	-0.1%

^{*} 資料出所:総務省統計局「就業構造基本調査」。

なお、ここでの非正規の職員・従業員とは、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員及び契約社員の4区分をいう。

○1箇月について(一般労働者)(最長の者)【月0時間超45時間以内の割増賃金率】

*網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率(25%・30%)について付したもの

											H7 H7C	<u> </u>		,		<u>, </u>	
法定時間外労働の実績	責					45時間	間以下						45時	計間超			
		計	10時間以下			20時間超25時間以下	25時間超30時間以下		35時間超 40時間以 下	40時間超 45時間以 下	45時間超 50時間以 下	50時間超60時間以下		70時間超 80時間以 下	80時間超 100時間 以下	100時間超	平均(時間:分)
割増賃金率		[89.1]	[51.8]	[6.8]	[6.5]	[6.2]	[5.0]	[3.7]	[5. 1]	[4.0]	[2.2]	[3.4]	[1.7]	[1.4]	[1.3]	[0.9]	[18:03]
定めあり又は支払あり	[87. 3]	87. 6	46. 6	7. 1	6. 9	6.6	5.8	4. 2	5. 9	4. 5	2. 6	3. 9	1.9	1.6	1. 5	0.9	20:10
25%未満	[0.8]	88. 8	72. 9	3. 6	4. 2	-	1.4	1. 2	-	5. 5	-	3.5	0.0	1. 3	1. 0	5.4	18:31
25%	[92. 0]	88. 1	48. 0	7. 3	7. 0	6. 4	5. 6	4. 0	5. 3	4. 5	2. 6	3. 7	1.7	1.4	1. 5	0.8	19:26
25%超	[7. 2]	80. 9	26. 3	6. 0	5. 7	9. 9	8. 1	7. 3	13. 9	3.8	3. 3	6. 2	3.8	3. 3	1. 7	0.7	29:06
うち30%	[5.0]	77. 1	18. 2	5. 3	4. 6	10. 4	9.0	7. 2	18. 1	4. 3	4. 0	6. 9	4.7	4. 2	2. 2	0.9	33:12
うち35%	[0.3]	96. 5	36. 0	6. 7	6. 4	18. 7	2.0	16.4	4. 5	5. 8	0. 2	2. 5	-	-	0. 3	0.5	20:15
50%以上	[0.7]	92. 1	51.3	14. 3	17. 6	4. 3	1.8	2. 7	-	-	1. 4	5. 3	0.4	0.4	0. 5	-	13:05
うち50%	[0.1]	95. 6	83. 6	-	-	-	-	12.0	-	-	-	2. 6	-	1.8	ı	ı	10:06
平均割増賃金率(%)	[26. 2]	25. 9	25. 6	26. 3	28. 3	25. 9	25. 6	25. 8	25. 9	25. 0	25. 6	26. 1	25. 8	25. 8	25. 6	23. 9	

○1箇月について(一般労働者)(平均的な者)【月0時間超45時間以内の割増賃金率】

法	定時間外労働の実績						45時間以下							45時	間超			
			計	10時間以下	10時間超 15時間以 下		20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下		40時間超 45時間以 下	45時間超 50時間以 下	50時間超 60時間以 下		70時間超 80時間以 下	80時間超 100時間 以下	100時間超	平均(時間:分)
割増賃金	増賃金率 定めあり又は支払あり [87.3] 25%未満 [0.8]		[98.3]	【72. 6】	[7.0]	[6.3]	[4.3]	[3.0]	[1.7]	[1.8]	[1.7]	[0.4]	[0.6]	[0.2]	[0.3]	[0.1]	[0.1]	[8:05]
定め	あり又は支払あり	[87. 3]	98. 0	69. 2	7. 8	6.8	4. 9	3.5	1. 9	2. 0	1.9	0. 5	0. 7	0.3	0.3	0. 1	0.1	9:05
	25%未満	[0.8]	92. 8	78. 1	0. 5	6. 5	3. 7	0.0	1. 3	2. 6	-	0. 1	0. 9	5.3	0. 9	-	-	11:25
	25%	[92. 0]	98. 0	70.8	7. 6	6. 5	4. 4	3.3	1.8	1.8	2. 0	0. 5	0.7	0.3	0.4	0. 1	0.1	8:42
	25%超	[7. 2]	99. 4	48.6	11.5	11. 4	11.8	6.7	2. 8	4. 9	1.8	0. 1	0.4	0.0	-	-	0.0	13:24
	うち30%	[5.0]	99. 4	40. 2	10.3	14. 1	15. 1	8.0	3. 3	6.3	2. 0	0.0	0. 5	0.0	-	-	0.0	15:32
	うち35%	[0.3]	100.0	66.8	6. 0	11. 1	8. 4	0.8	6. 4	0.1	0.4	-	ı	ı	-	-	-	9:04
	50%以上	[0.7]	98. 3	71.9	24. 8	0. 4	0.1	0.3	-	0.8	-	1. 3	0.4	ı	-	-	-	6:08
	うち50%	[0.1]	98. 2	95.6	1	-	-	0.8	-	1.8	-	-	1.8	-	-	-	-	5:17
平均]割増賃金率(%)	[26. 2]	25.9	25. 7	28. 2	25. 5	25. 8	25. 8	25. 6	26.0	25. 3	26. 0	25. 0	20. 6	24. 3	25. 0	25. 0	

注1【 】の数値は、1箇月の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表25、表26)

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40①)

○1年について(一般労働者) (最長の者) 【月0時間超45時間以内の割増賃金率】

*網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率(25%・30%)について付したもの

	法定	時間外労働の実績					3	60時間以	F					360₽	持間超			
				計	100時間 以下	100時間 超150時 間以下	150時間 超200時 間以下	200時間 超250時 間以下	250時間 超300時 間以下	300時間 超330時 間以下	330時間 超360時 間以下	360時間 超400時 間以下	400時間 超500時 間以下	500時間 超600時 間以下	600時間 超800時 間以下	800時間 超1000時 間以下	1000時間 超	平均(時間:分)
割増	賃金率			[87.3]	[54.5]	[7. 1]	[7.3]	[6.2]	[5.5]	[3.3]	[3.4]	[1.6]	[4.3]	[2.6]	[2.7]	[0.8]	[0.7]	[157:37]
	25%未満 [0.8 25% [92.0			85. 6	49.3	7. 7	7. 8	7. 0	6.1	3. 8	3. 9	1.9	5. 0	2. 9	3. 1	0.9	0. 7	175:16
	25%未満 [0.8] 25% [92.0		[0.8]	85. 7	54.7	5. 0	12. 9	10. 7	1.2	-	1, 1	-	4. 1	-	3. 7	-	6. 4	198:56
	25%未満 [0.8] 25% [92.0]		[92. 0]	86. 7	51.0	7. 8	7. 9	6.8	5.8	3. 6	3.8	1.8	4. 2	2. 7	3. 1	0.9	0. 6	168:25
			[7. 2]	73. 4	28. 1	7. 2	5. 3	9.6	10.6	6. 4	6. 1	3. 4	14. 2	5. 8	2. 4	0.7	0. 1	255:10
		うち30%	[5. 0]	66. 4	20. 6	7. 2	5. 3	9.1	11.4	7. 4	5. 6	4. 3	18. 1	7. 4	2. 8	0.9	0. 1	287:53
		うち35%	[0.3]	97. 2	35. 1	1. 2	7. 9	12. 9	23. 0	11.4	5. 7	0.4	0.7	0. 7	0. 7	0.4	-	190:06
		50%以上	[0.7]	88. 0	51.3	14. 4	0.4	14. 7	3. 2	2. 2	1.8	0.6	7. 6	3. 4	0. 4	-	-	148:04
		うち50%	[0.1]	83. 6	83.6	-	-	-	-	-	-	1.8	-	14.6	-	-	-	116:23
	平均割	· 引增賃金率(%)	[26. 2]	25. 9	25. 7	26. 1	24. 9	27. 7	26. 6	25. 9	25. 6	25. 8	26. 7	25. 9	25. 3	25. 3	22. 8	

〇1年について(一般労働者)(平均的な者)【月0時間超45時間以内の割増賃金率】

法定	時間外労働の実績					360時	間以下						360時				
			計	100時間 以下	100時間 超150時 間以下	150時間 超200時 間以下	200時間 超250時 間以下	250時間 超300時 間以下	300時間 超330時 間以下	330時間 超360時 間以下	360時間 超400時 間以下	400時間 超500時 間以下	500時間 超600時 間以下	600時間 超800時 間以下	800時間 超1000時 間以下	1000時間 超	平均(時間:分)
割増賃金率			[96.1]	[72.9]	[7.9]	[4.9]	[5. 0]	[3.1]	[1.1]	[1.2]	[0.7]	[1.3]	[1.0]	[0.6]	[0.1]	[0.2]	[78:30]
定める	定めあり又は支払あり [87.3 25%未満 [0.8			69.6	8.8	5. 5	5. 6	3.5	1. 2	1.4	0.8	1.4	1. 1	0. 7	0.1	0. 2	87:44
	25%未満 [0.8] 25% [92.0]		90. 1	65.8	4. 5	9.8	7.7	2. 2	-	-	0.0	2. 7	5. 4	0.8	0.9	-	122:23
	25%未満 [0.8] 25% [92.0]		95.8	71.4	8. 7	5. 1	4. 9	3.3	1.1	1.3	0.7	1. 3	1.1	0.8	0.1	0. 2	83:00
	25% [92. 0]		94. 2	48. 1	10. 1	9. 1	14. 6	6.4	3. 1	2. 7	1.9	2. 4	0. 9	0.0	0.6	-	141:06
	21-21		92. 8	40.0	9. 2	10. 6	16. 9	8.4	4. 1	3. 6	2. 5	3. 0	0. 9	0.0	0.9	1	164:20
	うち35%	[0.3]	99. 1	56.1	17. 7	11. 2	13. 6	0.3	-	0.3	0.1	0.8	1	-	-	-	87:39
	50%以上	[0.7]	98. 5	71.9	10. 9	0.1	14. 5	0.5	0.4	0.4	0. 2	1. 3	-	-	-	-	78:11
	うち50%	[0.1]	99. 2	83.6	12. 0	-	-	1.8	1.8	-	0.8	-	-	-	-	-	61:41
平均割	割増賃金率(%)	[26. 2]	25. 9	25. 8	25. 8	25. 3	28. 8	25. 7	26. 0	26.0	25. 8	25. 8	24. 2	24. 8	25. 1	25. 0	

注1 【 】の数値は、1年の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表27、表28)

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40①)

○1箇月について(一般労働者)(最長の者)【月45時間超60時間以内の割増賃金率】

*網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率(25%・30%)について付したもの

												D17E	貝亚平	(2070	00707	10 70		. 00/
法定	時間外労働の実績						45時間以下	:						45時	間超			
			計	10時間以下	10時間超 15時間以 下		20時間超25時間以下		30時間超35時間以下	35時間超 40時間以 下	40時間超 45時間以 下		50時間超60時間以下	60時間超 70時間以 下	70時間超80時間以下	80時間超 100時間 以下	100時間超	平均(時間:分)
割増賃金率	45時間超60時間以内に対する定 めあり又は支払あり		[89.1]	[51.8]	[6.8]	[6.5]	[6.2]	[5.0]	[3.7]	[5.1]	[4.0]	[2.2]	[3.4]	[1.7]	[1.4]	[1.3]	[0.9]	[18:03]
		[55. 4]	83. 2	39. 5	6. 2	6. 9	7. 0	6.3	4. 7	7. 1	5. 5	3. 4	5. 2	2. 6	2. 2	2. 2	1. 2	24:14
	25%未満	[0.6]	77. 4	51.8	0. 1	8. 3	-	2. 5	2. 7	-	12. 0	-	6. 0	-	2. 7	2. 1	11. 8	32:15
	25%	[87. 3]	83. 8	41.5	6. 4	7. 0	6.6	6. 1	4. 4	6. 3	5. 4	3. 4	5. 0	2. 3	2. 1	2. 3	1.1	23:17
	25%超	[12. 1]	79. 9	26. 1	5. 0	6. 0	9. 3	8.0	7. 3	12. 9	5. 3	3. 3	6.5	4.3	3. 2	1. 6	1. 2	29:58
	うち30%	[8.6]	79. 2	23. 4	3. 8	6. 6	9.5	8.4	6. 6	16. 2	4. 7	3. 9	6. 4	4. 1	3.8	1. 8	0.9	30:55
	うち35%	[1.4]	75. 1	27. 8	4. 8	1.1	9. 4	8. 9	9. 6	3. 2	10. 2	2. 9	7. 9	9.4	2. 6	1. 0	1.3	31:54
	50%以上	[0.9]	87. 2	27. 9	21.7	13. 4	3. 5	1.4	12.8	1.1	5. 4	1. 2	4. 9	0.1	0.3	0. 6	5. 7	25:14
	うち50%	[0.5]	88. 4	32. 1	25. 8	3. 1	0.0	-	17. 2	1. 7	8. 5	0. 2	1.5	0. 2	0.5	0. 3	8. 9	27:50
平均	割増賃金率(%)	[26.1]	26.2	25. 6	26. 9	28.9	26. 3	26. 0	26.8	26. 4	25.6	25. 9	26.5	26. 4	26. 0	25. 7	25. 2	

○1箇月について(一般労働者)(平均的な者)【月45時間超60時間以内の割増賃金率】

法定時間外労働の実績						45時間以下	Ŧ						45時				
		計	10時間以下	10時間超 15時間以 下		20時間超 25時間以 下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超 45時間以 下		50時間超60時間以下	60時間超 70時間以 下		80時間超 100時間 以下	100時間超	平均(時間:分)
割増賃金率		[98.3]	[72.6]	[7.0]	[6.3]	[4.3]	[3.0]	[1.7]	[1.8]	[1.7]	[0.4]	[0.6]	[0.2]	[0.3]	[0.1]	[0.1]	[8:05]
月45時間超60時間以内に対する定 めあり又は支払あり	[55. 4]	97. 3	62. 7	8. 5	8. 2	6. 0	4. 4	2. 5	2. 3	2. 6	0. 7	0. 9	0. 4	0. 5	0. 2	0.1	10:59
25%未満	[0.6]	85. 9	55.0	ı	14. 2	8. 2	-	2. 7	5. 7	-	0. 3	0. 2	11. 5	2. 1	-	-	19:33
25%	[87. 3]	97. 1	64. 9	8. 3	7. 6	5. 2	3.9	2. 4	2. 0	2. 8	0. 7	1.0	0.4	0.5	0. 2	0.1	10:31
25%超	[12. 1]	99. 1	49. 1	10.6	11.8	11. 0	7.9	3. 2	4. 0	1.5	0. 1	0.4	0.0	0.0	0. 4	0.0	13:38
うち30%	[8.6]	99. 5	45. 8	8. 9	13. 2	13. 8	8. 2	2. 7	5. 1	1.8	0. 0	0.4	0.0	0.0	-	0.0	14:22
うち35%	[1.4]	100.0	58. 5	5. 9	14. 9	4. 8	10.9	4. 8	0.0	0.1	-	-	-	-	-	-	11:06
50%以上	[0.9]	91.6	58. 2	26. 1	3. 6	0.3	0.7	-	2. 7	-	1. 3	0.4	-	-	6. 8	-	14:01
うち50%	[0.5]	87. 4	63. 1	13. 1	5. 7	0.3	1.2	-	4. 1	-	-	0.7	1	-	11. 9	-	17:59
平均割増賃金率(%)	[26. 1]	26.2	25. 8	28.9	26.0	26. 1	26. 5	26. 4	26. 4	25. 4	26.0	25.3	20.6	24. 3	32. 5	25. 0	

注1 【 】の数値は、1箇月の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表25、表26)

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40②)

○1年について(一般労働者) (最長の者) 【月45時間超60時間以内の割増賃金率】

*網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率(25%・30%)について付したもの

												司坦貝	<u> </u>	.0 /0 0	<i>7707</i> IC	70.01	1 C/2 0
法定	官時間外労働の実績					360時	間以下						360₽	寺間超			
			計	100時間 以下	100時間 超150時 間以下	150時間 超200時 間以下	200時間 超250時 間以下	250時間 超300時 間以下	300時間 超330時 間以下	330時間 超360時 間以下	360時間 超400時 間以下	400時間 超500時 間以下	500時間 超600時 間以下	600時間 超800時 間以下	800時間 超1000時 間以下	1000時間 超	平均(時間:分)
割増賃金率	<u>x</u>		[87.3]	【54. 5】	[7.1]	[7.3]	[6.2]	[5.5]	[3.3]	[3.4]	[1.6]	[4.3]	[2.6]	[2.7]	[0.8]	[0.7]	[157:37]
	45時間超60時間以内に対する定 めあり又は支払あり 25%未満 25%		80. 4	41. 7	7. 4	7. 9	7. 5	6. 7	4. 4	4. 7	2. 6	6. 6	3. 9	4. 3	1. 2	0. 9	212:31
	めあり又は支払あり [55.4] 25%未満 [0.6]		70. 6	32. 4	2. 7	14. 2	16. 8	2. 1	-	2. 5	-	9. 1	-	6. 4	-	13. 9	346:29
	25%未満 [0.6] 25% [87.3]		81. 6	44. 1	7. 6	7. 9	7. 1	6.3	4. 2	4. 5	2. 5	5. 5	3. 7	4. 4	1.3	0.8	203:52
	25% [87		73. 1	26. 9	6. 4	8. 0	9.5	10.0	6. 4	5. 9	3. 0	13.9	5. 3	3.5	0.6	0. 5	262:09
	うち30%	[8.6]	69. 3	24. 1	7. 4	7. 0	8. 5	10.9	6. 1	5. 3	3. 9	17. 2	6. 0	2. 6	0.8	0. 1	269:09
	うち35%	[1.4]	75. 5	22. 6	4. 6	13. 7	6.8	11.7	9. 4	6. 6	0.7	6. 9	5. 6	11. 1	0. 2	-	280:36
	50%以上	[0.9]	84. 2	43. 8	5. 4	0. 7	18. 0	2.8	8. 0	5. 5	0.4	6. 5	2. 9	0.3	-	5. 7	240:51
	うち50%	[0.5]	85. 5	57. 1	0. 3	1. 2	10. 2	4.3	6. 9	5. 5	0.5	0. 6	4. 4	0. 1	-	8. 9	246:38
平均	割増賃金率(%)	[26. 1]	26.2	25. 7	26. 2	25.8	29.0	26. 2	26.7	26. 2	25.8	27. 1	26. 2	25.8	25. 3	24. 2	

○1年について(一般労働者)(平均的な者)【月45時間超60時間以内の割増賃金率】

法	定時間外労働の実績					360時	間以下						360時	·間超			
			計	100時間 以下	100時間 超150時 間以下	150時間 超200時 間以下	200時間 超250時 間以下	250時間 超300時 間以下	300時間 超330時 間以下	330時間 超360時 間以下	360時間 超400時 間以下	400時間 超500時 間以下	500時間 超600時 間以下	600時間 超800時 間以下	800時間 超1000時 間以下	1000時間 超	平均(時間:分)
割増賃金	率		[96.1]	[72.9]	[7.9]	[4.9]	[5.0]	[3.1]	[1.1]	[1.2]	[0.7]	[1.3]	[1.0]	[0.6]	[0.1]	[0.2]	[78:30]
	超60時間以内に対する定 あり又は支払あり	[55. 4]	94. 2	63. 1	9. 9	6. 6	7. 0	4. 1	1. 6	1. 9	1. 2	1. 6	1. 6	1.0	0. 2	0. 2	106:20
	25%未満	[0.6]	80. 1	41.4	8. 8	8. 3	16. 8	4.8	-	-	-	6. 0	11.8	1	2. 1	-	199:50
	25%	[87. 3]	94. 2	65. 5	9. 9	5. 9	6.0	3.8	1.4	1. 7	1.1	1. 5	1.6	1.1	0.1	0. 3	100:34
	25%超	[12. 1]	95. 0	48. 6	9. 6	10. 9	13. 3	5.8	3. 3	3. 5	1.5	1. 7	1.1	0.1	0.5	-	139:27
	うち30%	[8.6]	94. 3	45. 4	9. 0	10. 9	13. 8	7.5	4. 4	3. 3	2. 0	2. 1	0.8	0.1	0.7	-	149:01
	うち35%	[1.4]	99. 7	55. 4	12. 5	8. 8	13. 4	0.1	0. 1	9. 4	0.1	0. 2	-	-	-	-	113:47
	50%以上	[0.9]	91.8	60. 2	5. 3	4. 2	18. 8	2. 5	0. 5	0.3	0. 2	1. 3	6.8	-	-	-	131:38
	うち50%	[0.5]	87. 8	62. 1	8. 6	6. 7	5. 4	4.3	0.8	-	0.3	-	11.9	-	-	-	139:25
平均	割増賃金率(%)	[26. 1]	26. 2	25. 9	25. 7	26.3	29. 7	26. 0	26. 4	26. 9	25. 9	25.8	25.0	25. 1	25. 1	25.0	

注1【 】の数値は、1年の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表27、表28)

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40②)

○1箇月について(一般労働者)(最長の者)【月60時間超の割増賃金率】【大企業】

*網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率(50%・25%)について付したもの

												0.1.4	貝亚平			10 20		. 0 07
77	法定時間外労働の実績 、						45時間以下	,						45段	計間超			
			計	10時間以下			20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超40時間以下	40時間超 45時間以 下	45時間超 50時間以 下		60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超 100時間 以下	100時間超	平均(時間:分)
割増賃金	企 率		[82.9]	[28.6]	[9.1]	[8.1]	[10.2]	[7.3]	[5.9]	[8.5]	[5.2]	[3.6]	[5.3]	[3.1]	[2.5]	[1.7]	[0.8]	[26:25]
月60時間	間超に対する定めあり又は 支払あり	[88. 3]	81.0	26. 7	8. 7	8. 4	9.8	7.3	5. 7	8. 8	5. 6	4. 0	5. 8	3. 6	2. 9	1. 9	0. 9	27:43
	25%未満	[-]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25%	[8. 1]	90. 3	49.3	12. 6	14. 6	1.4	4. 9	2. 2	1.0	4. 2	1.1	3. 5	2. 1	0.4	0. 4	2. 2	16:26
	25%超	[91.9]	80. 2	24. 9	8. 3	7. 9	10. 5	7.5	5. 9	9. 4	5.7	4. 2	6. 0	3. 7	3. 1	2. 0	0.8	28:39
	うち30%	[0.2]	84. 8	-	22. 7	2. 1	6. 2	30. 1	23. 2	0.5	-	0.8	5. 5	4. 1	2. 9	-	1.8	32:26
	うち35%	[0.3]	90.3	24. 1	-	-	-	59. 4	0.8	-	6.0	0.8	-	8. 6	-	-	0.3	27:12
	50%以上	[91. 2]	80. 1	25. 0	8. 4	8. 0	10. 3	7.3	5. 9	9. 5	5. 7	4. 2	6. 0	3. 7	3. 1	2. 1	0.8	28:40
	うち50%	[90. 2]	80.0	24. 9	8. 2	8. 0	10. 4	7.3	5. 9	9. 6	5. 7	4. 3	6. 0	3. 7	3. 1	2. 1	0.8	28:45
平	均割増賃金率(%)	[48.1]	48.0	46. 5	48.8	46.7	49. 4	48. 2	49. 2	49.8	48.5	49. 5	48.8	48.7	49. 7	51.6	45.3	

○1箇月について(一般労働者)(平均的な者)【月60時間超の割増賃金率】【大企業】

法定時間外労働の実績						45時間以下	₹						45時				
		計	10時間以下	10時間超 15時間以 下	15時間超 20時間以 下	20時間超25時間以下	25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超 40時間以 下	40時間超 45時間以 下	45時間超 50時間以 下		60時間超70時間以下	70時間超80時間以下	80時間超 100時間 以下	100時間超	平均(時間:分)
割増賃金率		[98.6]	[55.3]	[11.3]	[10.5]	[8.5]	[5.4]	[2.4]	[2.7]	[2.6]	[0.4]	[0.5]	[0.3]	[0.0]	[0.2]	[0.0]	[12:03]
月60時間超に対する定めあり又は 支払あり	[88. 3]	98. 4	53.6	11.8	11. 3	7.8	5. 5	2. 4	3. 0	2. 9	0. 5	0. 6	0. 3	0.0	0. 2	0.0	12:28
25%未満	[-]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25%	[8. 1]	99. 3	69.5	12. 6	8. 1	3. 3	1.5	1. 7	2. 2	0.4	0.0	0. 1	0. 2	0.0	0.3	-	7:06
25%超	[91. 9]	98. 4	52. 3	11.7	11. 6	8. 2	5. 9	2. 5	3. 1	3. 2	0. 5	0. 6	0.3	0.0	0. 2	0.0	12:55
うち30%	[0.2]	100.0	31.0	23. 2	9.8	31. 7	3.5	-	0.8	-	-	ı	-	-	-	-	14:48
うち35%	[0.3]	100.0	77.8	5. 5	15. 2	0.8	-	0.8	ı	-	-	ı	-	-	-	-	9:01
50%以上	[91. 2]	98. 3	52. 3	11. 5	11. 6	8. 2	5. 9	2. 5	3. 1	3. 2	0. 5	0. 6	0. 3	0.0	0. 2	0.0	12:56
うち50%	[90. 2]	98. 3	52. 2	11. 5	11. 6	8. 2	6.0	2. 5	3. 1	3. 2	0. 5	0. 6	0.3	0.0	0. 2	0.0	12:58
平均割増賃金率(%)	[48. 1]	48. 2	47. 7	47.7	48.5	49. 1	49. 5	48.6	49.7	49.8	50.0	49.8	48.6	48.6	46.6	50.0	

注1【 】の数値は、1箇月の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表25、表26)

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40③)

○1年について(一般労働者)(最長の者)【月60時間超の割増賃金率】【大企業】

*網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率(50%・25%)について付したもの

											H11-E	只业十	(0070	20 / 0 /	10 0	<u> </u>
法定時間外労働の実績					360時	間以下						360時				
		計	100時間 以下	100時間 超150時 間以下	150時間 超200時 間以下	200時間 超250時 間以下	250時間 超300時 間以下	300時間 超330時 間以下	330時間 超360時 間以下	360時間 超400時 間以下	400時間 超500時 間以下	500時間 超600時 間以下	600時間 超800時 間以下	800時間 超1000時 間以下	1000時間 超	平均(時間:分)
割増賃金率		[77.9]	[31.5]	[8.4]	[8.8]	[10.3]	[8.4]	[5.4]	[5.2]	[3.2]	[8.7]	[4.6]	[4.7]	[0.7]	[0.4]	[235:27]
月60時間超に対する定めあり又は 支払あり	[88. 3]	75. 8	29. 1	7. 7	8. 7	11. 2	8.6	5. 7	4. 9	3. 5	9. 4	4. 9	5. 3	0.8	0. 4	247:11
25%未満	[-]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25%	[8.1]	90. 2	57. 9	7. 1	9. 3	7. 9	2.3	2. 4	3. 4	1.1	1.1	2. 1	4. 4	0.5	0. 5	139:36
25%超	[91.9]	74. 6	26. 7	7. 7	8. 6	11. 4	9.1	6. 0	5. 1	3. 7	10.1	5. 1	5.3	0.8	0. 4	256:04
うち30%	[0.2]	88. 5	3.6	9. 0	30. 5	-	4. 2	18.0	23. 2	-	0.8	1. 9	8.8	-	-	291:48
うち35%	[0.3]	85. 6	14. 4	-	11. 1	14. 9	44. 5	-	0.8	-	5. 5	0.3	8.6	-	-	251:12
50%以上	[91. 2]	74. 5	26.8	7. 8	8. 6	11. 2	9.1	6. 0	5. 1	3. 7	10.1	5. 2	5. 3	0.8	0. 4	256:01
うち50%	[90. 2]	74. 4	26. 7	7. 7	8. 7	11. 3	9.0	5. 9	5. 1	3. 7	10. 2	5. 1	5. 4	0.8	0. 4	256:38
平均割増賃金率(%)	[48. 1]	47.8	46. 3	50.0	47.8	48. 2	49. 2	49.5	48.6	49. 4	49.8	49.3	48. 9	48. 7	47.3	

○1年について(一般労働者)(平均的な者)【月60時間超の割増賃金率】【大企業】

法定時間外	労働の実績					360時	間以下						360時	間超			
			計	100時間 以下	100時間 超150時 間以下	150時間 超200時 間以下	200時間 超250時 間以下	250時間 超300時 間以下	300時間 超330時 間以下	330時間 超360時 間以下	360時間 超400時 間以下	400時間 超500時 間以下	500時間 超600時 間以下	600時間 超800時 間以下	800時間 超1000時 間以下	1000時間 超	平均(時間:分)
割増賃金率			[93.9]	[56.3]	[10.3]	[8.3]	[9.7]	[5.2]	[2.0]	2.2]	[1.5]	[2.0]	[2.0]	[0.4]	[0.1]	[0.0]	[120:50]
月60時間超に対す 支払。		[88. 3]	93. 3	53. 9	10.8	8. 7	10. 5	5. 2	2. 1	2. 0	1.5	2. 3	2. 3	0.5	0. 1	0. 0	125:50
25%:	未満	[-]	ı	-	-	-	-	ı	-	-	-	1	-	-	-	1	-
259	%	[8.1]	97. 8	75. 4	9. 0	5. 0	4. 4	3. 9	0. 1	0.1	0.1	0. 9	0.6	0. 2	-	0. 3	64:05
2	25%超	[91.9]	93. 0	52. 1	11.0	9. 1	11. 0	5.3	2. 2	2. 2	1.6	2. 4	2. 4	0.5	0.1	0. 0	130:58
j	530%	[0.2]	99. 2	35. 5	27. 5	13. 7	1.1	21.5	-	-	-	ı	0.8	-	-	ı	139:26
5	5 35%	[0.3]	100.0	38. 5	0.8	55. 3	-	1	5. 5	-	-	ı	-	-	-	ı	120:51
	50%以上	[91. 2]	92. 9	52. 3	11.0	8. 7	11. 1	5.3	2. 2	2. 2	1.6	2. 4	2. 4	0.5	0. 1	0. 0	130:55
	うち50%	[90. 2]	92. 9	52. 1	11.1	8. 7	11. 1	5. 3	2. 3	2. 2	1.6	2. 4	2. 4	0.5	0.1	0. 0	131:21
平均割増賃:	金率 (%)	[48. 1]	48.1	47. 6	48.3	48.0	49. 2	48. 5	49.8	51.6	49. 9	49. 2	49.5	49. 2	50.0	36. 4	

注1【 】の数値は、1年の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表27、表28)

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40③)

○1箇月について(一般労働者)(最長の者)【月60時間超の割増賃金率】【中小企業】

*網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率(50%・25%)について付したもの

												HIT	良业十	(0070		1	C 13 C /2	
法定時間を	卜労働の実績						45時間以下							45時	間超			
			計	10時間以下	10時間超 15時間以 下		20時間超25時間以下			35時間超40時間以下		45時間超 50時間以 下		60時間超70時間以下		80時間超 100時間 以下	100時間超	平均(時間:分)
割増賃金率			[91.1]	[59.4]	[6.0]	[6.0]	[4.9]	[4.3]	[2.9]	[4.0]	[3.6]	[1.8]	[2.8]	[1.2]	[1.0]	[1.2]	[1.0]	[15:21]
月60時間超に対す 支払	する定めあり又は あり	[35. 6]	84. 6	46. 5	4. 8	6. 4	5. 0	5. 9	4. 1	6. 5	5. 4	2. 3	4. 8	2. 2	2. 1	2. 6	1.4	22:36
25%	未満	[0.8]	72. 6	42.4	0.1	10. 0	-	3.0	2. 5	-	14. 6	-	7. 2	-	3.3	2. 5	14. 3	36:55
25	i%	[87. 9]	85. 3	48. 7	4. 9	5. 6	4.8	5.9	3. 7	6. 4	5. 4	1. 9	4. 6	2. 4	1.8	2. 7	1.3	21:47
	25%超	[11. 3]	80. 4	32. 0	5. 0	11. 9	6.7	5.5	7. 1	7.4	4. 8	4. 8	6. 4	1. 0	4. 0	1. 9	1.5	27:14
3	530%	[1.2]	93. 4	21.4	2. 3	15. 4	1.8	11.3	15.8	2. 0	23. 4	2. 3	2. 1	0. 6	0.9	0. 6	0.1	27:35
3	j ち35%	[0.1]	76.8	33.3	-	-	-	5.8	2. 7	34. 0	0.9	1.4	5. 5	-	16. 4	-	-	32:14
	50%以上	[8.9]	77. 8	29. 7	5. 8	12. 7	6. 9	5.4	5. 9	8. 7	2. 7	5. 5	6. 9	1.1	4. 5	2. 3	1.9	28:17
	うち50%	[8.3]	77. 6	29. 9	6. 2	11. 2	6.8	5.5	6. 2	9. 1	2. 7	5. 6	6. 6	1.1	4. 8	2. 4	2. 0	28:38
平均割増賃	金率 (%)	[27.7]	27.9	26. 7	28. 1	35.8	29. 1	27. 5	29. 2	28.5	26. 0	31. 6	29. 6	26. 4	30. 4	27.0	26. 0	

○1箇月について(一般労働者)(平均的な者)【月60時間超の割増賃金率】【中小企業】

法定時間外労働の実績						45時間以下							45時				
		計	10時間以下				25時間超30時間以下	30時間超35時間以下	35時間超 40時間以 下		45時間超 50時間以 下			70時間超80時間以下	80時間超 100時間 以下	100時間超	平均(時間:分)
割増賃金率		[98.2]	[78. 2]	[5.6]	[4.9]	[2.9]	[2.3]	[1.4]	[1.6]	[1.4]	[0.4]	[0.6]	[0.2]	[0.4]	[0.1]	[0.1]	[6:48]
月60時間超に対する定めあり又は 支払あり	[35. 6]	96. 5	67. 5	6. 7	6. 7	4. 4	4. 0	2. 5	2. 1	2. 6	0. 7	1. 1	0. 5	0.8	0. 2	0. 1	10:22
25%未満	[0.8]	82. 9	45. 5	-	17. 2	9.9	-	3. 3	7. 0	-	0.4	0. 3	13. 9	2.5	-	-	22:04
25%	[87. 9]	96. 5	68.5	6. 8	6. 5	4. 1	3.6	2. 1	2. 1	2.8	0.7	1.1	0. 4	0.9	0. 2	0. 1	10:02
25%超	[11. 3]	97. 8	62. 5	7. 0	6.8	5. 9	7. 2	5. 4	2. 0	0.8	0. 3	1. 0	0. 3	-	1	0.6	11:49
うち30%	[1.2]	99. 4	47. 6	9. 2	13. 5	9.3	16.3	3. 3	0. 2	-	0.5	0. 1	-	-	-	-	13:42
うち35%	[0.1]	100.0	39.3	39. 3	16. 4	5.0	-	-	ı	-	-	ı	-	-	-	-	9:39
50%以上	[8. 9]	97. 3	62.8	7. 1	6.6	5. 7	5.7	6. 3	2. 4	0.7	0. 3	1. 2	0. 4	-	-	0.8	12:04
うち50%	[8. 3]	97. 4	63.6	5. 0	6. 9	6.0	6.0	6. 6	2. 5	0.7	0. 1	1. 2	0. 4	-	ı	0.8	12:13
平均割増賃金率(%)	[27. 7]	28. 1	27. 6	33. 5	27.2	28. 2	29. 3	31.4	27.6	25. 7	27. 2	27.7	20. 7	24. 3	25.0	38. 5	

注1 【 】の数値は、1箇月の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表25、表26)

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40③)

○1年について(一般労働者) (最長の者) 【月60時間超の割増賃金率】【中小企業】

*網掛けは、比較の便宜上ある程度構成比を占める割増賃金率(50%・25%)について付したもの

_												口り七日	貝並竿	(00/0	20 /0 /	10 00.	<u> に刊した</u>
	法定時間外労働の実績					360時	間以下						360₽				
			計	100時間 以下	100時間 超150時 間以下	150時間 超200時 間以下	200時間 超250時 間以下	250時間 超300時 間以下	300時間 超330時 間以下	330時間 超360時 間以下	360時間 超400時 間以下	400時間 超500時 間以下	500時間 超600時 間以下	600時間 超800時 間以下	800時間 超1000時 間以下	1000時間 超	平均(時間:分)
割増賃	重金率		[90.3]	[61.9]	[6.7]	[6.8]	[4.9]	[4.5]	[2.6]	[2.8]	[1.1]	[2.9]	[1.9]	[2.1]	[0.9]	[0.7]	[132:23]
月60日	寺間超に対する定めあり又は 支払あり	[35. 6]	83. 2	48.8	7. 2	7. 6	5. 6	6. 0	3. 9	4. 1	2. 0	4. 3	3. 3	4. 2	1. 7	1. 3	195:44
	25%未満	[0.8]	65. 2	39. 2	3. 3	17. 2	-	2.5	-	3. 0	-	11.0	-	7. 0	-	16.8	366:34
	25%	[87. 9]	83. 9	51.3	7. 1	7. 4	4. 5	6.1	3. 6	4. 0	2. 0	3. 5	3. 4	4. 5	1.4	1. 2	187:13
	25%超	[11. 3]	79. 4	32.5	8. 1	8. 4	13. 7	5.5	6. 3	4. 9	1.6	9. 0	3. 1	2. 4	3.8	0.7	242:25
	うち30%	[1.2]	75. 7	23. 2	2. 2	20. 4	13. 6	4. 9	4. 0	7. 3	0.6	17. 9	5. 4	0. 2	0. 2	0.1	249:04
	うち35%	[0.1]	73. 5	33. 3	-	-	0.9	4.4	0. 9	34. 0	1.0	4. 1	2. 1	19.3	-	-	312:40
	50%以上	[8.9]	78. 2	30.6	9. 7	6. 7	14. 4	5. 2	7. 2	4. 4	1.9	8.8	3. 1	2. 5	4. 7	0.8	251:04
	うち50%	[8.3]	78. 3	30.8	10. 3	7. 1	13. 1	5. 4	7. 3	4. 3	2. 0	8. 1	3. 1	2. 7	4. 9	0. 9	251:20
	平均割増賃金率(%)	[27.7]	27. 9	26. 7	28.3	27.1	38. 5	27. 2	30.0	28. 1	27.5	31. 7	27.5	26.4	32. 1	23.7	

○1年について(一般労働者)(平均的な者)【月60時間超の割増賃金率】【中小企業】

17.2	去定時間外労働の実績					360時	間以下						360時	計間超			
			計	100時間 以下	100時間 超150時 間以下	150時間 超200時 間以下	200時間 超250時 間以下	250時間 超300時 間以下	300時間 超330時 間以下	330時間 超360時 間以下	360時間 超400時 間以下	400時間 超500時 間以下	500時間 超600時 間以下	600時間 超800時 間以下	800時間 超1000時 間以下	1000時間 超	平均(時間:分)
割増賃金	金率		[96.8]	[78.3]	[7.1]	[3.8]	[3.4]	[2.4]	[0.8]	[0.9]	[0.5]	[1.1]	[0.6]	[0.7]	[0.1]	[0.2]	[64:48]
月60時間	間超に対する定めあり又は 支払あり	[35. 6]	94. 5	67.7	9. 5	5. 6	5. 1	3.3	1. 4	1. 9	1.0	1. 3	1. 1	1. 4	0.3	0. 4	97:39
	25%未満	[0.8]	75. 9	49.4	3. 3	10. 0	7.4	5.8	-	-	-	7. 2	14.3	-	2. 5	-	203:41
	25%	[87. 9]	94. 7	68.8	9. 9	5. 2	4. 8	3.3	1. 0	1.7	1.0	1. 2	1. 1	1. 5	0. 2	0. 3	92:19
	25%超	[11. 3]	94. 9	60.9	7. 6	8. 2	6. 9	3.4	4. 0	3. 9	1.0	1.3	0. 6	0. 5	1.0	0.6	126:36
	うち30%	[1.2]	96.8	37.5	9. 2	23. 6	5.3	4.4	12.7	4. 1	0.1	3. 0	-	-	0.1	-	161:28
	うち35%	[0.1]	100.0	35. 2	19. 1	40. 7	5.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110:26
	50%以上	[8.9]	94. 4	63.5	6. 0	6. 5	7. 0	3.6	3. 4	4. 3	1. 2	1.3	0. 5	0. 6	1.2	0.8	128:23
	うち50%	[8.3]	94. 5	64. 2	6. 3	6.8	5.3	3.8	3. 6	4. 5	1.3	1.0	0. 5	0. 7	1.3	0.8	128:02
平	与 均割増賃金率(%)	[27.7]	28. 1	27. 6	26.6	28. 2	35.8	28. 0	31. 9	30. 7	28. 1	27. 6	23.3	26. 2	32. 9	30.4	

注1【 】の数値は、1年の法定時間外労働時間別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表27、表28)

注2 []の数値は、法定時間外労働に対する割増賃金率別の事業場の割合を示す(「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表40③)

「均衡割増賃金率」の試算について

〇平成24年の「均衡割増賃金率」: 約47.1%

<計算式>

均衡割增賃金率(%)= (A / B - 1)×100

<定義>

A:新規雇用増による場合の所定労働時間1時間当たりの労働費用

B:既存従業員の時間外労働による場合の所定外労働時間1時間当たりの労働費用(割増率ゼロの場合)

(月の所定内労働時間)

(月の所定内労働時間)

※1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、厚生労働省「就労条件総合調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」より調査における最新のデータを使用。

※2 割増率については、データの制約から休日、深夜、月60時間超時間外労働に係る割増率も含めて25%として計算している。

※3 割増賃金の基礎となる賃金としてはデータの制約から「月の所定内給与額ー家族手当ー通勤手当」を用いている。

裁量労働制適用対象者の勤務時間の把握方法について

(労働政策研究・研修機構「労働時間に関する企業等ヒアリング調査 一裁量労働制、勤務間インターバルー」(2013年5月)より作成)

OA社(専門業務型)(情報通信・コンサルタント業、80人)

本人申告の勤務報告書を月次で上司(プロジェクトリーダーから所属長)に提出し、人事担当で確認、ファイリング。また、各プロジェクトで業務進捗のミーティングを行い、月次以外でもプロジェクトリーダーがプロジェクトメンバーの勤務状況を把握。

※ 長時間労働防止のために、一般社員については、フレックスタイム制と裁量労働制が組み合わさると夜型の働き方になりがちとなるため、深夜勤務(22 時以降)禁止を就業規則で定めている。長時間労働者への事後の対応として、勤務報告書のチェックを通じて、労働基準法および労働安全衛生法で定められた労働時間の上限を超えた社員には、その旨を通知し、所属長にも通知して改善を促している。また、産業医の診断が必要な対象者には、診断(医師との面接)を義務付け(A 社が面談報告書を産業医から受け取り、保管している。)。

OB社(専門業務型・企画業務型)(医薬品の製造・販売・輸出、3000人)

- 一日の勤怠時間(本人が入力)、入退館記録、出張時間データの最も早い時刻を開始時刻、最も遅い時刻を終了時刻とし、開始時刻と終了時刻との間の時間から休憩時間等を差し引いた時間を健康管理時間とし、管理職も含めて長時間労働に該当する者がいないか健康管理時間を基準にスクリーニング。本人と上司が勤怠データ、入退館記録、出張時間データを含めた健康管理時間を確認できるシステム。
 - ※ 長時間労働の従業員には、本人と上司に警告メールを自動送信。本人が申告した時間と入退館記録の時間の乖離は随時確認可能。なお、以前、裁量労働制適用者の実労働時間は、入退館管理によって概ね把握していたが、在社時間ではなく実際の業務時間を把握することが新システム導入で可能に。

定期健康診断結果等により健康上の配慮が必要な従業員に対しては、他の従業員よりも短い時間で警告されるように設定。長時間労働者への事後の対処としては、問診票の送付及び産業医との面談を実施。健康リスクを抱える者、休暇の取得や休日出勤禁止等の具体的措置。

〇E社(専門業務型·企画業務型)(情報通信業、3000人)

管理職を含めた全員が勤務場所への入場時間と退場時間をシステムで管理し、在社時間を把握。<u>事業</u>場への入退場時間のデータと本人の申告の就業時刻を照らし合わせる形で、時間の乖離もチェック。

※ 在館時間で月80時間超の残業の場合、ヘルスチェックシートを配布して産業医が記入内容の確認を行い、必要に 応じて医師との面談を実施。月の半ばで40時間を超えている場合に、上司と本人に負荷分散を促すアラームをシ ステムから自動的に出し、月の終わりで80時間を超えている場合は、人事から各部署に警告。

また、負荷が高い状態が続いている場合には裁量性を発揮する働き方がふさわしくない可能性があるので、人事が該当部門の部門長クラスにヒアリングを行い、対応を個々に協議。必要に応じより上のレベルで対応。プロジェクトの状況によって負荷の高い状況が続きそうな場合には、早めにアラームを出して対応。

産業医から就業制限のコメントがあった場合には、それを就業管理システムに記録して上司に伝達し、その範囲で仕事をしてもらうように制限。裁量労働制適用者についてこの制限がかかる場合は、本人の業務上の裁量がなくなるので、裁量制を一旦外して、制限が取れるまでは時間管理。特に高負荷者で心身(特にメンタル面)の不調を訴えている場合は、必ず産業医と面談するなどの対応。

〇F社(専門業務型・企画業務型)(サービス業、3000人)

在館時間をシステムでチェック。

※ 在館時間のシステムの記録から、健康上問題の生じそうな社員について、部署の責任者に状況把握のヒアリングを実施。そして、産業医と提携し、問題を感じている社員がいる場合は無料で医師との面談が可能。一方、管理職に対しては、部下への業務配分や健康配慮、そして長時間労働予防に関する研修など啓発を行う。

長時間労働を防ぐため、19 時と20 時には館内の消灯するほか、本社にあるパソコン端末の電源は、20 時に自動で切れるように設定。作業を再開するためには改めてログインする必要があり、そこで仕事の区切りをつけて帰宅する社員が多いと思われる。

OL社(専門業務型・企画業務型)(情報通信業、10000人超)

会社システムへのPCログイン/ログオフを労働時間数として引用。販売職などはGPS付携帯に接続して 打刻させる仕組みにより、勤怠管理システムと連動させている。裁量労働制適用者についても7.5 時間の 勤怠(健康)管理を行っており、実労働時間をPCのログイン/ログオフにより社内外で取る仕組みにしている。

(参考)平成25年就労条件総合調査の 主な結果について

平成25年11月21日公表(厚生労働省大臣官房統計情報部)

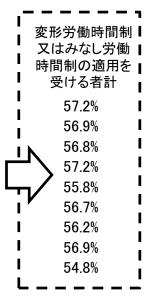
※ 年次有給休暇の計画的付与制度導入企業割合、時間単位 年休の平均取得日数等の一部 詳細データについては未発表

変形労働時間制・みなし労働時間制の適用状況の推移

【制度適用労働者割合】

	変形労働時			
	間制の適用 労働者計	1年単位変形 労働時間制	1ヶ月単位変 形労働時間制	
17年	(48.9%)	(23.3%)	(16.7%)	(8.9%)
18年	(48.9%)	(23.7%)	(16.5%)	(8.6%)
19年	(49.5%)	(25.3%)	(16.1%)	(8.1%)
20年	49.3%	24.4%	17.9%	7.0%
21年	49.5%	24.1%	16.8%	8.5%
22年	49.8%	24.6%	17.0%	8.1%
23年	48.9%	24.6%	15.9%	8.4%
24年	48.4%	22.8%	17.8%	7.8%
25年	46.7%	21.3%	17.4%	7.9%

みなし労働			
時間制の適	1. 214 237 1 - 7 0.		
用労働者計	し労働時間制	裁量労働制	裁量労働制
(8.3%)	(7.0%)	(1.1%)	(0.2%)
(8.0%)	(6.5%)	(1.4%)	(0.2%)
(7.3%)	(5.8%)	(1.3%)	(0.3%)
7.9%	6.2%	1.3%	0.5%
6.3%	4.8%	1.1%	0.4%
6.9%	5.3%	1.3%	
7.3%	5.6%	1.2%	
8.5%	7.1%		
8.1%	6.6%	1.2%	0.3%



【制度採用企業割合】

<u> </u>		- н л н д		
	変形労働時			
	間制採用企	1年単位変形	1ヶ月単位変	フレックス
	業計	労働時間制	形労働時間制	タイム制
17年	(55.7%)	(36.4%)	(15.3%)	(6.8%)
18年	(58.5%)	(39.5%)	(15.2%)	(6.3%)
19年	(55.9%)	(38.4%)	(13.6%)	(6.2%)
20年	52.9%	35.8%	14.4%	4.9%
21年	54.2%	35.6%	15.5%	6.1%
22年	55.5%	37.0%	15.3%	5.9%
23年	53.9%	36.9%	14.1%	5.9%
24年	51.3%	33.3%	15.8%	5.2%
25年	51.1%	32.3%	16.6%	5.0%

•			
みなし労働			
時間制採用	事業場外みな	専門業務型	企画業務型
企業計	し労働時間制	裁量労働制	裁量労働制
(11.4%)	(9.3%)	(3.4%)	(0.6%)
(10.6%)	(8.8%)	(2.8%)	(0.7%)
(10.6%)	(8.8%)	(2.9%)	(1.1%)
10.5%	8.8%	2.2%	0.9%
8.9%	7.5%	2.1%	1.0%
11.2%	9.1%	2.5%	0.8%
11.2%	9.3%	2.2%	0.7%
11.9%	10.4%	2.3%	0.7%
10.8%	9.2%	2.2%	0.8%

労働時間等総合実態 調査による1年単位 変形労働時間制導入 事業場割合

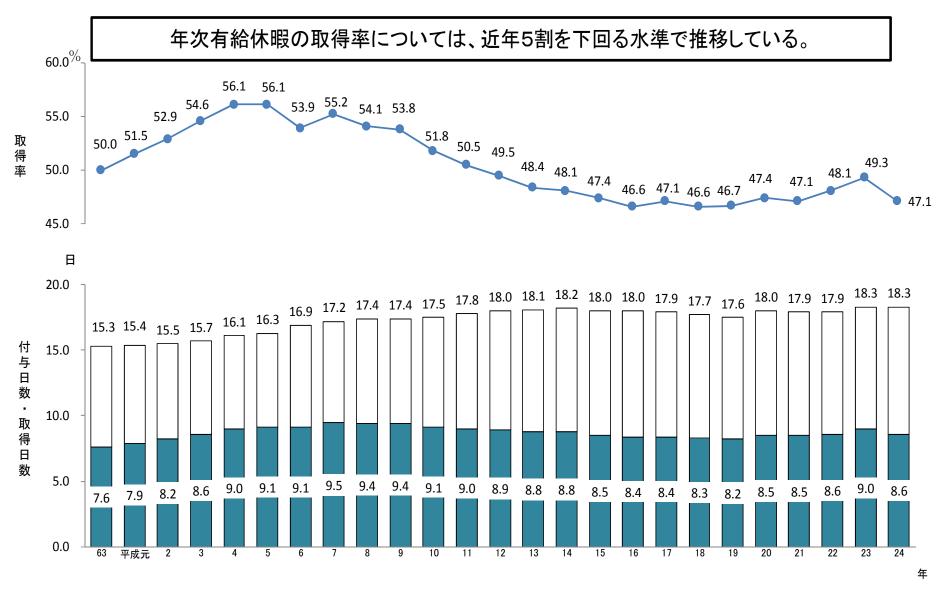
H17:27.7% H25:24.9%

^{※1} 厚生労働省「就労条件総合調査」による。

^{※2} 就労条件総合調査は、平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としていたが、平成20年から「常用労働者が30人以 上の民営企業」に範囲を拡大している。平成19年以前の数値には括弧をつけているが、平成19年以前の数値は変更後の集計方法による数値と最大2% 程度の差があることに留意が必要。

^{※3 「}変形労働時間制の適用を受ける採用企業計」・同労働者計には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける採用企業・労働者を含む。

年次有給休暇の取得率等の推移



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(平成11年以前は「賃金労働時間制度等総合調査」による)

- (注) 1) 「対象労働者」は「常用労働者」から「パートタイム労働者」を除いた労働者である。
 - 2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。
 - 3) 平成18年以前の調査対象:「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」→平成19年以降の調査対象:「常用労働者が30人以上の民営企業」

年次有給休暇の時間単位取得制度について

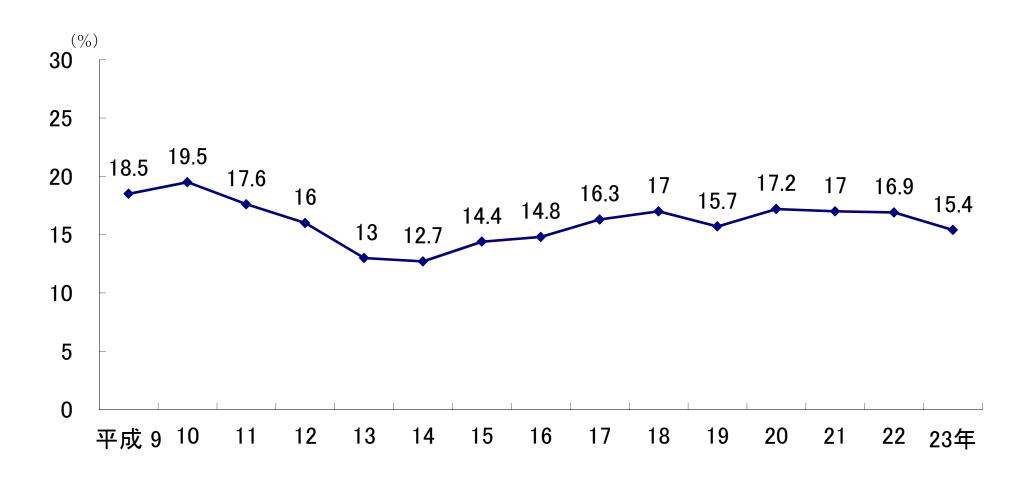
年 企業規模		平成2	22年	平成:	23年	平成24年		
		制度があ る企業割 合(%)	る企業割 の平均 る		制度があ る企業割 合(%) 取得日 数		1 企業 の平均 取得日 数	
		7. 3	[4. 3]	8.8	[4. 7]	11. 2	-	
	1,000人以上	7. 4	[4. 7]	8.8	[5. 0]	7. 8	_	
	300~999人	7. 8	[5. 0]	10. 9	[5. 3]	9. 8	_	
	100~299人	6. 9	[4. 4]	9. 7	[4. 7]	11. 0	_	
	30~99人	7. 3	[4. 2]	8. 3	[4. 6]	11. 4	-	

資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」(平成23年~平成25年)

注: 1企業の平均取得日数については、時間単位の年次有給休暇を実際に取得した平均日数である。

また、平成24年の結果については平成25年12月6日現在公表されていないため「-」と表記している。

年次有給休暇の計画的付与制度がある企業の割合の推移



年次有給休暇の計画的付与制度について

・ 使用者は、年次有給休暇を与える時季に関して労使協定で定めたときは、年次有給休暇のうち5日を超える部分については、 その定めによって労働者に与えることができる。

年次有給休暇の計画的付与制度の有無による年次有給休暇の取得率等の比較

計画的付与制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.0ポイント高くなっている。

(%)

	規模	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業				年次有給休暇の計画的付与 制度がない企業			差		
年		計画的付 与制度が 有る企業 の割合 (%)	1企業平均年 次有給休暇 の計画的付 与日数(日)	平均取得日数 ①	平均取得	計画的付与 制度が無い 企業の割合 (%)	平均取得日数 ③	平均取得 率 ④	平均取 得日数 (①- ③)	平均取得率 (②一④)	
	悥	周査産業計	15.4	4.7	10.2	52.9	84.6	8.6	47.9	1.6	5.0
		1,000人以上	31.8	5.9	11.3	56.7	68.2	10.7	56.3	0.6	0.4
平成23年		100~999人	18.9	4.2	8.9	48.0	81.1	8.0	44.8	0.9	3.2
十八八二十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十		300~999人	22.7	4.2	9.1	49.9	77.3	8.5	46.1	0.6	3.8
		100~299人	17.7	4.2	8.6	45.5	82.3	7.5	43.6	1.1	1.9
		30~99人	13.6	4.9	8.5	47.6	86.4	7.0	41.3	1.5	6.3
	悥	周査産業計	16.9	4.8	10.2	54.2	83.1	8.0	45.5	2.2	8.7
		1,000人以上	33.2	4.5	11.4	57.6	66.8	9.8	53.6	1.6	4.0
平成22年		100~999人	21.4	4.5	9.2	50.1	78.6	7.7	43.6	1.5	6.5
十八八八十二十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		300~999人	22.9	4.5	9.5	50.1	77.1	8.1	44.5	1.4	5.6
		100~299人	21.0	4.4	9.0	50.2	79.0	7.3	42.8	1.7	7.4
		30~99人	14.8	5.0	8.6	52.6	85.2	6.7	39.5	1.9	13.1

資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」

過重労働の解消と仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し

- 〇長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた自主的取組の推進
 - ・「働き方・休み方改善コンサルタント」(都道府県労働局に配置)の相談、助言・指導による改善への取組の推進
- 〇働き方・休み方の見直しに向けた事業主等の取組の推進
 - 「働き方・休み方改善ハンドブック」の作成
 - 「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」の実施
- 〇労働時間等設定改善推進助成金の支給

時間外労働が長い又は交代制勤務など変則的な勤務形態となる中小企業が多数を占める団体による労働時間等の設定改善のためのセミナーや個別指導等への助成

〇職場意識改善助成金の支給

中小企業事業主が行う所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の取組への助成

〇特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及 健康回復のための病気休暇等の休暇制度の普及促進

働き方・休み方改善コンサルタント

働き方・休み方改善コンサルタント制度の概要

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として、都道府県労働局に配置。
- ○「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を 見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導
 - ※「休み方」の改善 ⇒ 効果的な疲労の回復につながるような休日・休暇の付与・取得に改善していくこと
- 〇平成25年度:150名配置

取組内容

- 働き方・休み方の改善に関する相談への対応や助言・指導を行うことにより、改善策の自主的検討・実施を推進
 - <mark>・業種及び職種等の特性に応じた働き方・休み方の改善のための企業の診断及び改善指導(個別訪問)の実施</mark>
 - ・長時間労働の抑制等に向けた経営者の意識改革のための体験・参加型研修会(働き方・休み方の事例研究・ 課題解決)の実施
 - ・助成金支給団体・企業に対するフォローアップとしてのコンサルティングの実施
 - ・その他、電話・窓口相談への対応

助言・指導による改善事例

【A局:W株式会社(建設業)】

・業務閑散期において連続休暇を取得できるよう、年次有給休暇の計画的取得制度を導入したこと等により、 100%近い年休取得率を達成

【B局:X株式会社(製造業)】

・仕事を標準化することによる業務の「見える化」や部署ごとの年間休日カレンダーの社内掲示による情報共有化 等により、年間平均残業時間を前年比6分の1に削減

【C局:Y株式会社(情報サービス業)】

・残業が多く発生したり休みが取りにくい部署や担当者の原因について、毎月のミーティングにおけるチェックを 実施すること等により、会社全体で約50%の残業を削減

「働き方・休み方改善指標」の開発・普及

依然として長時間労働の実態が認められることから、「働き方」と「休み方」の見直しを行うことが喫緊の課題となっている。このため、企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」を委託事業により開発し、広く普及・啓発することにより、取組を推進させることとする。

検討会の設置・運営

- ① 企業の取組事例の収集
 - ・調査対象企業の検討・調査の実施・事例の収集
- ② 企業の取組事例から指標となりうる項目の洗い出し、労働時間等目専しずくどうく、第の世界と企業の裏側の共通
 - ・労働時間等見直しガイドライン等の措置と企業の事例の共通 項目の整理
- ③ 指標の決定
 - ・項目について優先順位・ランク付け等の検討、決定
 - ・指標の決定

指標の普及

- ホームページで公開
- ・パンフレットの配布(労働組合・業界団体等を通じて各企業・労働者へ)
- 都道府県労働局・労働基準監督署で配布
- ・都道府県労働局に配置する働き方・休み方改善コンサルタントが活用

指標のイメージ

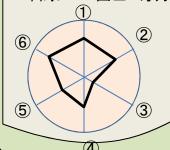
労働者用

企業用

【指標】(例)

- ① 年次有給休暇の平均取得率はどのくらいですか。
- 0~20%□ 21~40%☑ 41~60%□ 61~80%□ 81%以上□
- ② 労働者1人あたりの年間の時間外労働は平均してどのくらいですか。
- 0~50時間□ 51~100時間□ 101~150時間□ 151~200時間☑ 201時間以上□
- ③ 労使の話合いの機会を、どのくらいの頻度で設けていますか。

設けていない□ 年1回□ 年間2~4回☑ 年間5~11回□ 毎月1回以上□



指標またはレーダーチャートの事項ごとに自己診断し、得意分野や課題を把握・分析して、取組の参考とする

26

「働き方・休み方改善ハンドブック」の開発・普及

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減は、労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性向上など、企業にとって大きなメリットがある。このため、企業の担当者や労働者個人が活用できる年休カレンダーなどを盛り込んだハンドブックを開発し、働き方・休み方の改善を通じたワーク・ライフ・バランスの普及広報を業界等を通じて行う。 【25年度は情報通信業及び宿泊業】

検討会の設置・運営

- ① 年休取得の促進や所定外労働の削減の取組が進んでいる企業事例の収集
 - ・事例収集企業の検討・インタビューの実施・事例の収集
- ② 取組が進んでいる企業の具体的方策(※)の洗い出しと検討
 - (※)・年休力レンダー・個別チェックシート
 - ・取得率の目標設定・取得状況を確認する制度
 - ・ノー残業デーの導入 等
- ③ 具体的方策の導入方法の検討と決定

ハンドブックの普及

- ホームページで公開
- ・パンフレットの配布(業界団体・労働組合等を通じて各企業・労働者へ)
- ・都道府県労働局・労働基準監督署で配布
- ・都道府県労働局に配置する働き方・休み方改善コンサルタントが活用

ハンドブックのイメージ

取得状況を確認する制度の導入方法

取得率の目標設定の方法

年休カレンダーの導入方法

企業にとってのメリット

年休取得促進・所定外労働削減の取組の好事例

年休カレンダー 2013年4月

	日	月	火	水	木	金	±
I		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
Ĭ	14	15	16	17	18	19	20
Ì	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	5/1	5/2	5/3	5/4

地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業

事業の目的

- 地域の特性を生かした休暇取得促進策について検討(地域ぐるみのイベント、小中学校の休校日などに合わせた事業場における休暇の設定 など)
- 休暇取得促進の実現のための働きかけを実施
- 地域レベルでの休暇取得促進手法の好事例を収集
- 平成25年度実施(静岡県島田市及び川根本町、熊本県人吉市)

